

報告第6号

専決処分の報告（車両事故による対物損害賠償）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和5年5月26日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり車両事故による対物損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

- 1 相手方 
- 2 損害賠償額 150,870円
- 3 概要 別紙事故報告書のとおり

令和5年3月24日

読谷村長 石嶺 傳實

事故報告書

発 生 日 時	令和4年11月24日（木曜日）午前8時28分頃
発 生 場 所	読谷村字座喜味 2976 番地 2 付近の交差点
状 況	<p>令和4年11月24日午前8時28分頃、村が読谷村社会福祉協議会に無償貸与をしている公用車が、読谷村字座喜味地内の信号のある交差点を青信号で直進中、対向から右折してきた相手車両と衝突した。</p> <p>公用車の前部バンパー、ヘッドライト、ナンバープレートが破損した。公用車の運転手及び同乗者並びに相手方の運転手に外傷は無い。</p>

示 談 書

(受付番号) 2022470112

(物損事故専用)

事故発生日時	2022年11月24日	8時28分
事故発生場所	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2976-2先路上	
	所有者または使用者氏名	運転者氏名
当事者 甲	読谷村	■■■■■
当事者 乙	■■■■■	■■■■■
車両登録番号	沖縄800す7719	

事故状況
 自車両(甲)が信号のある交差点を青信号で直進中、対向から右折の相手車(乙)と衝突した。

示 談 内 容	事故当事者	甲	乙
	損害額	① ¥561,340	② ¥754,350
	責任割合	③ 20%	④ 80%
	甲乙の責任額	⑤ 甲は乙の損害の内 ¥150,870 を負担する (②×③)	⑥ 乙は甲の損害の内 ¥449,072 を負担する (①×④)
	決済方法 <small>該当するものを○で囲んで下さい</small>	① 甲は乙に上記責任額⑤を支払い、乙は甲に上記責任額⑥を支払う。 ② 甲・乙各自負担額を相殺し、()が、()に対し ¥ () を支払う ③ 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) ④ 当事者丙()の損害については 甲・乙が上記割合で負担する。 ⑤ その他 ()	

支 払 方 法	¥449,072	乙の指定する 預金口座	銀行	農協	普通	店番号	口座番号	口座名義(カタカナ)
	¥150,870		金庫	信組	総合			

上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約します。

示談日 2023 年 3 月 24 日

当事者 甲	(所有者または使用者)	住所	読谷村字座喜味2901番地
		氏名	読谷村長 石嶺 傳 實 (印)
		住所	読谷村字
		氏名	■■■■■
当事者 乙	(所有者または使用者)	住所	沖縄県中頭郡読谷村字
		氏名	■■■■■
		住所	沖縄県中頭郡読谷村字
		氏名	■■■■■

※ご捺印は4枚全てにお願

ま